

第3回 立川市犯罪被害者等支援条例 (仮称) 策定検討委員会議事録

令和6年10月11日

立川市犯罪被害者等支援条例(仮称)策定検討委員会

立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	第3回 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	令和6年10月11日（金）13時55分～15時10分
開催場所	立川市役所本庁舎209会議室
次 第	[開 会] 1 開会の挨拶 2 報告事項 ・第2回立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議の開催について 3 検討事項 ・骨子（素案）検討のまとめ 4 その他 5 事務連絡 [閉 会]
配布資料	【資料】 資料1．立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会議事の要旨（要点）（案） 資料2．立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子（素案）たたき台（1011案） 資料3．立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）素案（条文形式） 【参考資料】 第1回配布資料8．条例骨子案検討のポイントについて 第2回配布資料2．条例骨子案検討のポイントについてのご意見
出席者	[委員長] 四方 光 [副委員長] 川口 克巳 [委員] 佐藤 清志 阿久津 照美 藤内 温美 寺田 貴 横田 美雪 太田 弘幸 [事務局] 大串 勝美（生活安全課長） 松田 充代（市民相談係長） 渡辺 晶彦（市民相談係）
公開非公開	公開
傍聴者	0人
会議概要	（主な意見）

主な意見	○報告事項 第2回立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議の開催について 【質疑応答】特になし ○検討事項 骨子（素案）検討のまとめについて 【事務局】 ・全体として、条例でいう犯罪被害者等の定義と、市が行う具体的な支援の対象者としての犯罪被害者等とは区別されるということの理解を得ることは条例上では難しいところもあり、丁寧な説明や広報が必要であると考えている。 ・第8条に該当するところには a、b、c 3つの案を設けている。 【8条関係】 ・a案は、「その他の必要な支援」と言う言葉の例示が「情報の提供および助言」だけになっているので、他はやらないような印象になってしまう。 ・b案が最も望ましいが、それが駄目でも c案を採用してほしい。 ・条例に書いてあるか書いてないかということは大きい。a案だと時間が経つと担当も異動などがあり、情報の提供及び助言だけでいいとなりがちである。被害者の方に途切れない支援が届かなくなるということがないように、少し具体的なことが書いてあることが必要である。 ・7条の情報提供は別立てとして残し、c案後半の書きぶりを取り出して8条として採用してはどうか。 【9条関係】 ・「住所」という文言は住民登録を行っていることを意味することとなり、対象が狭くなりすぎる。「住居」として居所も含めるべきではないか。 【11条関係】 ・11条関係の「人材の育成」は、基本的に市役所の職員の人材育成なのか。市民も含めるのか。 ⇒職員向けの研修を人材育成として考えている。市民の方には（5）の「市民等及び事業者の理解の促進（第11条）」で理解を深めていただくことを考えている。 【その他】 ・委員の皆様方の想い、考え、支援等といったものを、提言といった形でまとめ、これを委員会の提言として提出していただきたい。 ・次年度検討する支援策についてもご報告の機会を設けたいと考えている。
担 当	立川市市民生活部生活安全課市民相談係 電話 042-528-4319

第3回立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会 会議録（要旨）

○事務局

本日は、お集まりいただきありがとうございます。会議定刻前ですが、委員全員集まりましたので、委員長よろしく願いいたします。

1 はじめに

議事次第 1 開会の挨拶

○委員長

これより、第3回立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会を開会いたします。

本日は、都合によりG委員がご欠席でございます。

また、立川警察署より警務課長の随行員として、警務課の担当者の方が来ております。

この随行員の会議への参加について、ご承認をお願いできますでしょうか。

【承認】

ありがとうございます。それでは、事務局より配布資料の確認をお願いします。

○事務局

今回お配りいたしました資料は3点です。

資料1．第2回立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議議事要旨、こちらは9/26に開催された第2回庁内検討会議の議事要旨になります。

資料2．立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子（素案）たたき台（2024.10.1版）、こちらは引き続きパブリックコメントを想定した資料となっておりますが、前回ご検討いただいたたたき台案を庁内検討会議の内容、現時点での法規部門からの調整、事務局からの提案等を加味して修正を加えたたたき台案となります。

資料3．立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）素案（条文形式）、こちらは、内容的にはほぼ資料2と同様のものとなりますが、条例骨子素案について見やすいようにシンプルな条文形式で作成したものとなります。

以上3点となります。不足等ありましたら、おっしゃっていただければと思います。

2 報告事項

○委員長

次に、次第の2報告事項、第2回立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議の開催について事務局よりお願いします。

○事務局

それでは、資料1 立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議議事要旨をご覧ください。令和6年9月26日に第2回庁内検討会議を開催いたしました。報告事項として第2回の条例検討委員会の内容について報告を行いました。また、条例骨子素案たたき台について検討を行いました。支援策の方向性についても検討を行う予定でしたが、時間等の制約があり、骨子素案の検討に絞った形となりました。庁内検討会議での主な意見については2ページから3ページにあるとおりです。骨子に関する個別の意見につきましては、この後の検討事項で資料3の説明をさせていただく際に項目に沿った形で確認をさせていただければと思います。以上です。

○委員長

個別の項目については、この後の検討事項で質問していただくとして、この段階で何か質問はございますか。

【質疑応答】 特になし

3 検討事項 (1) 骨子(素案)検討のまとめ

○委員長

次に、次第の3、骨子(素案)検討のまとめについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料2を使ってご説明をさせていただきます。ご自身の確認として適宜資料3もご参照いただければと思います。資料2 条例骨子(素案)たたき台、こちら、前回は、前半後半に分けてご説明をさせていただきましたが、今回は条例骨子素案のとりまとめとしては最後の検討の機会となりますので、それぞれの項目(大項目1, 2, 等)について1つずつ、確認をさせていただきたいと思います。特に説明の中で触れることはありませんが、もし、お手元にお持ちでしたら前回配布資料7 骨子案ポイント及び条例に関するご意見についても適宜ご参照いただければと思います。

まず、はじめに資料2の1ページをめくっていただきまして、2ページ目3ページ目は市民の方向けの条例制定の背景の説明です。基本的には前回からの変更は特にありません。

2. 課題と方向性の(1)「市民から信頼される総合的対応窓口の設置」は庁内検討会議の中で、既に総合的対応窓口は設置されており、「信頼される窓口の設置」という言葉

は、窓口が「信頼されていない」という印象を与えてしまうのではないか、実際には「認知されていないことが課題である」という意見があり、「・総合的対応窓口の設置について広く周知し、被害者等がより安心して相談できる体制を整える」という文言に修正をしております。

2 ページ 3 ページの条例制定の背景について説明は以上です。

○委員長

条例制定の目的についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【質疑応答・検討】 特になし

○委員長

よろしいでしょうか。それでは、4 ページですね。次の項目をお願いします。

○事務局

次に、4 ページ目をお開きください。条例骨子案、条例制定の目的でございます。こちらは資料 3 の第 1 条にあたります。

こちらは前回と同様の内容となっておりますが、第 6 条で事業者の責務についても規定しているため「市及び市民等の責務」の文言に事業者を追加して「市、市民等及び事業者の責務」としております。以上です。

○委員長

条例制定の目的についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【質疑応答・検討】 特になし

○委員長

よろしいでしょうか。それでは、次の項目をお願いします。

○事務局

次に 2 用語の定義です。第 2 条関係になります。

(2) 犯罪被害者等の文言に修正を加えています。前回追加をした「その他これらに準ずる者として市長が認める者」を「その他これらに準ずる者」としています。ここでは、犯罪被害者等を一般的な用語の定義として、市内在住者に限っていないため、敢えて市長が認めるものを除き、その他これらに準ずる者といたしました。この「犯罪被害者等」の用語の定義については庁内委員からも、対象が分かりづらいとの指摘がありました。反社会团体に属す

る人についても犯罪被害者等である場合は支援対象に含むと捉えられてしまうのではないかという懸念の声もありましたが、こちらについては個別の要綱等で規定する形になります。また、事務局としては「その他これらに準ずる者」として、「友人・知人・目撃者・救護者」などを想定して追加したものではありますが、法規部門からは、「一般的には家族遺族に準ずる内縁者やパートナーシップ制度の対象者などが想起される」旨の指摘があったところです。全体として条例でいう、犯罪被害者等の定義と、市が行う具体的な支援の対象者としての犯罪被害者等とは区別されるということの理解を得ることは条例上では難しいところもあり、丁寧な説明や広報が必要であると考えております。そのほか、法規部門の指摘もあり、

(3) 関係機関等、(4) 市民等 (5) 事業者 (6) 二次被害 (7) 再被害について、文言の整理を行っております。用語の定義は以上です。

○委員長

用語の定義についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

<質疑応答・検討>

○委員長

不利益を与える条例ではないので、さすがに厳格でなくても、条例の理念が分かればいいのかと思います。

法令審査の指摘での修正なので、我々がそれほど心配する必要はないと思いますが。

○委員長

よろしいでしょうか。それでは、次の項目をお願いします。

○事務局

次の6ページにいきまして、3基本理念です。条文上は第3条関係となります。

法規部門の指摘があり、立川市の他の条例の形式にあわせ、基本理念については項目立てを行わず、条文上は一文にまとめる形式となっております。内容については、変更は行っておりません。

また、以前に委員からご意見としていただいていたアウトリーチ型の支援については、庁内会議の中でも意見があり、心に傷を負った被害者の方に、いつも温かく見守っている、一人ではないと思ってもらえることに重点を置くことが重要で、まずは周知に力を入れるべきという意見や、アウトリーチ型の支援がどのようにできるかは、条例への記載ではなく個別の施策の中で検討すべきではないか、まずは行政の職員がアンテナを張っていくことが重要であるという意見がありました。特に「一緒にいるという姿勢を理念の中に入れてはど

うか」という意見は、こちらの検討委員会委員からも「被害者を孤立させない」という意味合いの文言を入れてはどうか、というご意見もいただいております。そのような意味合いとして、条文には「必要とされる支援が途切れなく行われ～」という文言が記載されているものと考えております。改めて市民等の責務または、基本理念に追加することも、本日ご意見をいただけたらと考えております。

○委員長

基本理念についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【質疑応答・検討】 特になし

○委員長

では、次の項目をお願いします。

○事務局

7 ページ、4. 市、市民、事業者の責務です。

(1) 市の責務について、二次被害については、「第2 用語の定義」で「二次被害」について定義規定を置き、その内容の説明を行っているため、例規的には重複する説明を省略するもの、との指摘がありました。用語の定義のところで東京都条例に倣い、行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動など具体的に規定をしておりまして、今回、「犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する無理解その他の原因による言動から生じる」の文言を省略して記載しています。こちらの文言については評価をいただいていたところでもございましたので、市の責務でも改めて記載した方がよいのではないかと、というようなご意見があれば頂戴して検討させていただきたいと思っております。また、二次被害の防止に配慮する主体が市なのか、市民なのか分かりづらくなっていたため、「二次被害の発生防止に配慮し」、を「二次被害の発生防止に努め」、としました。なお、「支援についての理解を広げる施策を講ずる」については、第10条の「市民等及び事業者への理解の促進」で広報啓発の支援を行うとしています。「理解の促進」に対する「市の責務」と「市民等への理解を深めていただく取組」を第10条として別項目で記載していますが、ご意見がありましたら頂戴できればと思います。

○事務局

次に、(2) 市民等の責務、第5条関係です

(2) 市民等の責務については、「基本理念にのっとり」を追加し、「犯罪被害者等の」を「犯罪被害者等に対する」とするなど、文言の整理をさせていただいています。

○事務局

次に、事業者の責務、第6条関係です

2項の「基本理念にのっとり」を削除する等文言の修正を行っておりますが、特にその他の大きな変更はありません。市、市民等、事業者の責務について事務局からの説明は以上です。

○委員長

これまでのところ、4の市、市民等、事業者の責務についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

<質疑応答・検討>

○委員長

事業者の責務のところ、事業者にはメディアの方々は含まれますよね。他の市区町村にこのような規定があった時にメディアから反対意見があったとか例はありましたか。

○事務局

耳にしたことはございません。

○委員長

市の責務の中に、「総合的かつ体系的に支援を行う」は、後の13条につながるのですね。よろしいでしょうか。この後、具体の支援に合致する項目となります。

○委員長

では、次の5支援の項目をお願いします。

○事務局

資料2、8ページからとなります。5支援の取組についてです。(1)相談及び情報の提供等から(9)個人情報の適切な管理までご説明いたします。まず、(1)相談及び情報の提供(第7条関係)、です。

こちらは「害を被った」の文言を他と同様「被害を受けた」としたほか、特に修正等はありません。

○事務局

次に、(2)日常生活等の支援(第8条関係)です。

前回会議にて、日常生活等の支援については、令和7年度に具体的な支援を検討することから、現時点で検討できるものがあれば、盛り込めるものについては記載していく旨お伝えしておりましたが、現段階で議論を詰めることはできておりません。

立川市の条例については、理念を定めるものとして検討を進めることとしており、具体的な支援を明記しない方向ではありますが、支援のあり方を表現するものとして、b案またはc案も考えており、庁内で再度調整を行いたいと考えております。

c案については、新しいご提案となりますが、第7条と第8条を一体とした形となり、この案を採用した場合は、以降9条が8条にと、1つずつ条ずれが生じる形となります。今後、a, b, cのうちどの案を採用するのか、庁内会議での検討結果については、パブリックコメント前に必ずメール等でご報告させていただく予定です。この場では、このような文言も検討してはどうか、というようなご意見などがありましたら頂戴できればと思います。

次にまいります。（4）に入る前に、前回のたたき台案では、市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援（第9条関係）の前に（3）支援を行わないことができる場合があります。

こちらにつきましては、「消極的な印象を与えるのではないか」といった前回のこの会議でのご意見を踏まえ、個別の支援を規定した要綱等で触れることとし、条例の条文からは削除いたしました。

次に、9ページ（4）市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援（第9条関係）です。

こちらでも文言の整理を行ったほかは大きな変更はありません。庁内会議では、居住ではなく、住所を有することを要件とするのかどうか、という意見や、遠方に住所を有する犯罪被害者等に対し、責任を持った対応ができるか、というような意見がありました。個別の支援要綱では基本的には住民登録を要件として想定しております。立川市は来街者の多い自治体であり、立川市を訪れる人、通過する人に対しても安心して立川市に来ていただけるよう、情報提供等の支援を行っていくことは、市の姿勢として示していきたいと考えております。

次に（5）市民等及び事業者の理解の促進（第10条関係）です。

特に変更等行っておりません。

次に9ページ（6）人材の育成（第11条関係）です。

こちらでも文言の整理を行っています。「適切な支援を受けられ」を「適切な支援を受けることができ」、「二次被害を受けることがないよう」を「二次被害の発生を防止するため」、「向上のために」を「向上のための」に変えております。そのほか特に変更はありません。同じく9ページ（7）関係機関との連携協力（第12条関係）です。

こちらでも文言の整理を行っているほか特に修正はありません。

同じく9ページ（8）運用方針の策定（第13条関係）です。

こちらは新たに追加した項目になります。具体的支援策については、令和7年度の検討ということで、条例には盛り込めない中で、具体的な支援はしないととらえられてしまう可能性があり、支援策については運用方針で別途定めることを条例に担保する規定を追加させ

ていただきました。

この追加については第 15 条に委任規定があること、また、第 8 条で c 案を採用した場合は重複する部分もあることから、法規部門との調整が入る可能性があります。

同じく 9 ページ（9）個人情報の適切な管理（第14条関係）です。

こちらは敢えて規定するかどうかという議論があり、庁内会議でも、被害者等に安心して相談に来てもらうために敢えて、ということであれば、条文の規定があってもよいのではないかという意見でした。前回の会議で「最重要個人情報」として扱うというような文言を入れてはどうかというご意見がありました。今回、「個人情報の保護に関する法律その他の法令等を遵守し」との文言を追加しております。個人情報保護法では犯罪被害者等の本人の情報は要配慮個人情報として規定されているところ、ここでは、関係者の個人情報を含むためこのような形で記載をしているところです。

最後の 10 ページはスケジュールとなっております。

今回お示した案につきましては、法規部門と調整を行っている部分もありますが、修正等もありましたため、今後も調整が入る可能性があります、その点ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○委員長

焦点になるのは、8 ページ、9 ページの「支援の取組」、支援関係ですね。庁内で揉んでもらうことになりますが、a 案、b 案、c 案について長所、短所などポイントを手短かに説明していただきますか。急な振りで申し訳ありませんが。

○事務局

a 案と b 案こちらに関しましては、前回この検討委員会の方でもお示しをさせていただいたものとなっております。a 案というのは、本市の検討の進め方として、理念、意義を定めていくものとして、包括的に述べるような形でございます。そこに包括的がゆえに、この支援の方向性、そういったところが条例だけでは見えてこないといったところを、できるだけ支援の方向性が見えるような形でというところで、工夫したのが b 案でございます。

b 案の①②③というところでは、経済的負担の軽減ですとか、日常生活、社会生活、これは社会活動になりますが、そういったことが困難になった方々への支援、それから犯罪等に起因して従前の地域に居住することが困難という方の居住支援、そういったところの支援の方向性のイメージをできるだけ条例の中で表現したところでございました。

しかしながら、先ほど説明させていただきましたように、この b 案の支援の方向性や具体的なところというところでは、庁内の検討会議での調整がやりきれませんでした。

そうしたことから、前回の委員会で、できるだけ庁内の中で調整ができれば、方向性を表現できるように盛り込みをしたいと申し上げたところ、今回 b 案はなかなか現時点では難

しい表現となってございます。

次に a 案と b 案のところの二つを合わせて、包括的に述べるところが c 案でございます。a 案をもう一度見ていただきたいのですけれども、a 案のところは包括的な表現がゆえに、最後の結びのところが、その他の必要な支援を行うものとするというような結びとなっております。

その他の必要な支援という結びですと、その前段にある日常生活の支援に関する情報の提供および助言と具体のものが出てますが、その他の必要な支援というところでは、具体のイメージが非常に持ちづらいといいますか、逆に情報の提供と助言以外に何もしないのではないかというように思われてしまう、そういった可能性が少し増してくるような記載であります。

そういったことから b 案がなかなか難しい中で、a 案の結びのところがもう少し解説をできないかというところでは、日常生活等の支援（第 8 条関係）、こちらと第 7 条の相談、一つ前になりますが、第 7 条関係の相談および情報の提供等こちらも支援のものを規定するものでございますので、その両者の支援を合わせまして表現すると c 案で表現することによって先ほどご説明させていただきました、情報の提供や助言しか行わないのかなというように思いにさせないような形の c 案を、今回初めて提案させていただきました。三つの案の考え方につきましては以上でございます。

○委員長

丁寧なご説明ありがとうございます。またいろいろ工夫していただいて、なかなか大変だと思いますけど、大きな 5 番に関係してのご質問、コメントなどありませんか。

○副委員長

そうすると、端的に言うと、最低線というべき案が a 案、できれば b 案が望ましいが、改善の策としては、c 案という理解でよろしいですか。

○事務局

今ご意見ご指摘いただいた通りでございます。

こちらに関しましては、本来、本日までに庁内の調整等を終えて、一つの案をご提示させていただくべきところでしたが、こちらの abc の庁内調整を引き続き行わせさせていただきまして、パブリックコメント前までに、その結果を委員の皆様方にお伝えをさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

○副委員長

b 案が最も望ましく、せめて c 案にさせていただきたいというのが私の希望ではありますが、しかし、これを実施するのは、市ですから、最悪 a でもやむを得ない、いずれにしろ職

員の委員会に任せるほかないというのが私の意見です。

○委員長

はい、ありがとうございました。

b案は理念条例としては、ちょっと組成的に厳しい面があるかもしれないという話なんです。それでただ最悪とおっしゃったa案でもこの後の13条ができたなら、だいぶ印象違いますよね。確かにその別途定めるという、そういう意味では前にこの13条がなかったときのa案だけだとだいぶ印象が違うじゃないかと思うのですけどね。これは私の個人的な感想でございます。

いかがでしょうか皆様

○A 委員

今これに関してb案は調整に入っていないくて難しいと言われる部分というのは、どこを指すのですか、具体的に。

○事務局

b案でございますけれども、最も難しくなったところは、①と③でございます。経済的負担の軽減というところでは、この経済的負担の軽減をどの程度具体的にこの条例提案のときに見込み、何を指すのかといったところを、確実に条例提案のときに持っていないとこういった記載を条例にするのは難しいというところでございました。

同じような意味合いで、③のところも課題になったところでございます。そうしたことから、この条例の制定の最後には、なかなかそういった表現が取れず、一方で先ほど委員長からもご紹介させていただきましたが、運用方針を別に定めるという13条を設けることや、もしくはここでご提示させていただきましたc案の中で、犯罪被害者に対する支援に係る施策を講ずると、ちょっとそういうような結びでc案を作成してございますが、そこが施策なのか支援なのかと詰めていかなければいけないところもあります。そういったところで、どのような形がとれるかというのをちょっと考えているところでございます。

結論は先ほど副委員長が申し上げていただきました、このa、b、cの順序のところは確かにございまして、結果につきましては、皆様の方にお伝えさせていただければというふうに考えています。

○委員長

これも前回は確認させていただきましたけど、予算要求などが、ちょっと周回遅れ、来年度中ですかね。そろそろ作業が進められるものですから、役所の立場として具体の施策に当たるようなことまでは、書きにくいのだと、そういうことなんです。だからそういう支援を行うつもりはないという話じゃなくて、法制上現段階では、その具体

なことは書きにくいので、13 条にこれからちゃんと書くのですよということも表明していただいた、そんな形ですね。

○A 委員

どの程度までかというのは、やはりちょっと難しい部分があり、はっきり言うのは難しいところがあると思うのですが、この経済的負担の軽減とか住居者の方の支援というのは、今あるものでも賄えるものは、あるのではないですか。今ある行政のサービスの中で賄えるものです。

○事務局

直接の犯罪被害者等の方々への経済的に直接結びつくというところの支援策、立川市では今、持っていません。ただし、既存の中で、例えば犯罪被害者等の方々が、その経済的困窮をされたときに、既存の福祉の中で生活をしていくための資金の援助ですとか、それこそ一番極端なところになりますと、やはり仕事ができなくなってしまって収入の道が途絶えたら、これを国制度での生活保護制度とかそういったところがございます。

一人ひとりの方々の状況に応じた形で、既存のものの制度をご支援として結びつけさせていただくというのが、今の現在の体制でございます。

○A 委員

さらに踏み込むために、というのを前提に置いて、今はまだ盛り込ませてないということ。

○事務局

そうでございます。

○委員長

はい、どうぞ。

○B 委員

ご説明はすごくよく分かったのですが、その二つをくっつけるというのがどうなのかな。別にくっつけなくてもやはり情報提供というのは別立てで、日常生活支援ということで、この下の条文ですかね。c 案の下段の方の部分を入れて、別途定めるみたいな感じの整理の仕方が、分かりやすい気がするのですが。何でくっつけるのかなというのが、ちょっと理解が逆に分かりづらくなっているのかなという気がするのですが。

○事務局

今委員がおっしゃっていただいた、そういったご意見とか考え方は、当然あると思ってい

ます。

当初たたき台をお示しさせていただいたときには、この相談および情報の提供等という 7 条と日常生活等、これは日常生活の他に具体的施策として先ほどの住居ですとか、経済的支援ですとか、そういったことを含めた日常生活等の支援という、第 8 条関係もそれを別立てでご用意し、たたき台として進めさせていただいておりましたので、今いただきましたご意見に関しましては、この a 案、b 案、c 案、特に今のご意見はその一番いいのは b 案、だということですが、7 条関係の方は相談および情報提供のまま、それから、もしかしたら a 案でなく b 案、a 案が優勢なのですけど a 案にというところでの 13 条関係を盛り込むような形というところも、この a、b、c の検討調整の中で、いただいた意見を伝えながら市の方で調整させていただければと思います。

○委員長

そうですね、実質的に変わることはないのですが、見た目の印象をどちらが優先するかということなんですけども、これ、今の a 案でちょっと見た目で心配してるのは、私が一番心配しているかもしれませんのでちょっとご説明しますと、この今の a 案ですとこの「その他の必要な支援」と言う言葉は確かに幅広く入りうるのですけれども、例示が、「情報の提供および助言」、だけになっているので、まさしくこの b 案に書いてあるような、①②③のようなことが、むしろ想像されなくて、いかにもやらないんだみたいな言い方になってしまうんじゃないかと。

○B 委員

a 案を生かすというのではなくて、a 案をもうちよつと膨らませて c 案みたいな言いぶりにした方がいいのではないかと。途切れない施策として、必要な支援は途切れなくできるように施策を講じるものとするというふうにしてみる。

○委員長

それは一つのやり方ではあるとは思いますが、それがなかなか、多分書きづらくて実施されたんですかね。

○事務局

そういったことがありましたが、今の委員のご意見、ご発言を参考に引き続き検討の中で参考にさせていただきます。今おっしゃっていただきましたところ、この場をお借りしまして確認させていただきたいのですが、a 案のところの「市は犯罪被害者等が、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言、その他の必要とされる支援を途切れなく行うものとする」といった文章に解説を加えるような形で、ここの案を改めていけばいいのではないかとのお話だったかと思います。

なかなかその表現が、事務局側で思い至らないところがあったのですけれども、そういった面での、もし委員の皆様方からの工夫とかがありましたら、この場で作業をお願いするのは恐縮なんですけど、ご発言をお願いします。

○副委員長

はい、言いたいことがございます。先ほど委員長が詳しくおっしゃった通り、7条とかぶるんですよ。かぶった上に、結局情報の提供とか助言に留意するようなものしかやりませんよという趣旨ととられかねない。

もっと言うと、このa案の場合には、7条と別に8条を置く理由も問われると思います。私は、かつてある県の法令審査担当の仕事を6年ほど経験していますので、その立場であれば、そこを問題にしたいと思います。

そういう問題も念頭に置いていただきたいです。それから先ほどB委員がおっしゃったのが大変参考になるのですが、一応a,b,cと、三つが示されていますが、場合によったら、c案から第7条を分離するという、d案と申しましょうか、あるいはcダッシュ案といいますか、そういう案をも加えてご検討願いたい。私がこのc案について、かろうじてc案でも我慢できるかなと思っている理由は、この2項があるからです。

この窓口の設置というのを、私は一番大事だと思っているのですが、それをあらためてきちんと書いてくれている。だから7条はなくてもいいのかなという意味で、次善の策としてはc案でもやむを得ないかなと考えています。

それから先ほどのA委員のご意見も非常によくわかるんですよ。

一番思いつくのは市営住宅があるでしょう。それぐらいできませんかと私も思っていたのですが、今回いただいた職員の検討結果を見ると、市営住宅は市営住宅でいろいろな使い道があるんだと、防災とか、ホームレス対策とか、いろいろな用途があるので、なかなか犯罪被害者で、引っ越しの必要があるとか、あるいは住居が壊されて住めなくなったとかそういう場合に、すぐに、市営住宅を提供できるかということ、どうもそうでもなさそうだということがわかりました。

そういうこともあって、悩んでいらっしゃるのかなとも思いました。

○事務局

ありがとうございました。

今、副委員長、それから委員の方からおっしゃられたところを二つ合わせまして、また庁内調整をさせていただきます。

○委員長

はい、どうぞ

○E 委員

条例は、確かに市民の方にこういう風に支援しますよということを示すものとしては例えば、a 案だと非積極的に見えるのではないかとということも重要ですが、実は条例自体が、市役所で働く者の基準となります。具体的に書いておかないと、人が変わったりとか、少し時間が経ってくると条例に書いているか書いてないかということが大きくなり、そういう意味では a 案だけだと心もとないと思う。時間が経って情報の提供及び助言だけでいいのではないかと、被害者の方に途切れない支援が届かなくなる懸念がある。そういう意味でももう少し具体的なことが書いてあることが必要であると正直実感としてあります。

○事務局

おっしゃられる通りだと思います。
委員ご指摘の通りだと思います。ただ、なかなか難しいところがありまして、そこら辺の難しさの手立てとして、運用方針を別に定めることを表現しています。

○E 委員

そういう意味ではこの別に定めるはすごく重要だと思います。

○事務局

そういったところでの工夫の仕方で、今のご趣旨のところがしっかりと守られるようにと、次の次のと段階的にステップアップしながら、しっかりと継続して、それこそ途切れのないように継続して行っているためには、こういった指針といったものを手元に置けるような形で、イメージをしているところでございます。

ご指摘のご意見、私どもそれを痛感しているところでございます。

○委員長

他にいかがでしょうか。

私はこの c 案において、特に c 案の後段、割といい表現だなと思ってまして、先ほどの B 委員のお話なんか、この c 案として「犯罪被害者等が必要とする支援を途切れなく受けることができるよう、関係機関と連携しおよび協力して実施する、被害者等に関する支援に係る施策を講ずるものとする」とか、あの後段を使っても良いかもしれませんですね。これが庁内である程度いけるのであれば、このシリーズだったら、今最後にご指摘のあったところの懸念も少しは解消するかなと、本当は具体の項目があったらもっといいのですけどね。ここはちょっとこの c 案の後半に何か出てるような感じがしますよね。

最後は、市の法規部門の方のご判断もあるでしょうから、それはおまかせしないと思うのですが、他いかがでしょうか。

○副委員長

一点細かいところですが、9条に住所と言っているのですが、法律上の住所といえ、厳格に言うと住民登録をしているということです。この職員の策定検討会議の3ページを見ますと、下から2行目ですね。市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援についてと、これの最後から2行目、居住なのか住所（住民票の有無）なのか、住所といえ普通住民票でしょう、だから住民票の有無が必要なんですかという問いかけをしています。これは、的確な問いかけです。大切な指摘です。それで、やはり住所に限るのは狭すぎます。だから居所も含める。

かと言って、理念条例に「住所」、「居所」という堅苦しい書き方は適切ではない。それで、普通こういうとき、どうやっているかという、「住居」という言い方をする場合があります。「住居」という言葉は、厳密には、国語には無いのかもしれませんが、法律関係文書や契約書類等では、厳密な意味の「住所」ではなく、必ずしも住民登録がなくてもいいと。そういう意味で「住居」という言葉を使う場合がありますので、9条の「住所」を「住居」と訂正するのが最も妥当かなと思います。

○委員長

ありがとうございます。

○A 委員

ちょっと細かいところですが、住民票の有無ですけど、これは犯罪被害があった時点で住民票が存在していればいいということなんですか。

それとも選挙とかだと、3ヶ月だか、そういうのがありますよね。

ああいうので、空白というか、対象にならないことがあるじゃないですか。

そこももう少し明確にしておいていただければありがたいなと思います。

○事務局

現時点では、被害に遭ったときの時点を考えています。

○委員長

ご質問いただいたかもしれないですけど(6)11条関係の人材の育成っていうのは、基本的に市役所の職員の方々の中での人材育成を考えておられるのですか、それとも一般市民についても何か講座を開いていくという話ですか、市役所職員向けの研修なんですかね。

○事務局

これは基本的には職員向けの研修を人材育成として考えてまして、一般の方につきましては(5)のところの市民と事業者の理解の促進というところで、啓発といいますか、理解

を深めていただけたらというふうに考えています。

○委員長

よろしいでしょうか。

そういうことで、本当に皆様のご協力を得まして、この素案のたたき台がスムーズな検討ができたのかなと思っております。

最後にその他ということで、その他と事務連絡のところですね。お願いします。

○事務局

その他のところでは、骨子の作成、検討に当たりましてはやはり当然、具体的支援というところを意識した中でご意見等をいただいております。

そういった貴重なご意見ですとか、委員の皆様方の想い、考えといったものを、提言といった形でまとめ、市の方に、これを委員会の提言としてご提出していただければと思います。

次回の委員会で、委員の皆様の方でご意見等いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

イメージとしてですが、先ほど来申し上げましたのは13条関係の運用方針を定めるにあたって、私達がこの提言という形にさせていただくと、庁舎内であるいは議会で検討していただくときに、後押しになるかなというイメージでよろしいのでしょうかね。

○事務局

名称が運用方針というような形になるかどうかは、まだ決まっていないのですが、今、委員長がおっしゃられたようなところの意味合いで、ぜひこちらの委員会の方でまとめていただければと思います。

○F 委員

補足でよろしいですか。今委員長がおっしゃっていただいたこともそうですが、実は防災計画を最初に策定したときに、私この市民会議担当をやっていて、提言をいただいたのですが、十数年前に提言いただいたものがベースとなって、今も続いています。提言という形で何年か経っても残っていくということは、先ほどE委員がおっしゃった、担当者が変わっても、ここで議論された中身についての想いが、今後の市の犯罪被害者支援の施策の根底を作っていくものになると思います。

例えばさっき指針を作って運用していく中でも、やはり提言をいただいた内容を意識しながら、運用指針の中で、新しい支援、いらなくなった支援というものを検討していく道し

るべになるのかなと思います。ぜひ、いろいろなご意見いただいたものを、市に対して若しくは議会に対して、示していただくことが、今後の支援策に生きてくると思います。ぜひ、骨子の中に活かしきれなかったところをご提言いただければと思います。

○委員長

ありがとうございます。

こちらにいらっしゃいます委員の先生方は、まさしく被害者支援の本当に最先端でご知見のある方々でいらっしゃいますので、ぜひ、ご意見をいただいて、この提言ができればと思います。

今のこの提言につきまして、皆様方のご質問、あるいはコメントありますでしょうか。

○事務局

今日まで3回、この検討委員会、また合間合間では、メール等で支援策のご意見をいただいております。

そういったところの議事録や、ご提出していただいた支援策についての確認などの皆様の考え方、そういったものを整理しまして、まとめを事前に送らせていただきます。次回の委員会のときに皆様の方で整理等をしていただければというふうに考えてございます。

○委員長

他にはいかがでございましょうか。

○事務局

委員会は今年度中というところで、皆様方の委員の委嘱の方も本年度末までというところでお願いしているところでございます。

そうしたお願いをさせていただいてる中で、非常に恐縮でございますが、来年度、市の方で支援策の検討を具体的に進めていった一定の段階で、この委員の皆様方に、何らかの形で支援策検討の中間報告といいますか、一定のまとまりを持った段階で、ご報告、ご連絡をさせていただきたいと思っております。そのまとめの文章をメール等でお送りさせていただくか、もしくは、皆様の方に、これは再度の委員としてお集まりいただきまして、その中でご報告させていただくか、そういったことを来年度最低1回はさせていただきたい、もしくは行わなければならないというような考えを持ってございまして、このことは庁内の決定事項ではありませんが、決定いたしましたら、委員の皆様方にそのようなお願いをさせていただきたいということです。この場では、そういったことをご理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

私達委員に手厚いご配慮いただきまして、どうもありがとうございます。

今の点についてはいかがでございましょうか。対面の方がよろしいのですか、どちらもそこはおまかせですかね。

○事務局

対面でご報告させていただく場合は、たとえ 1 回だろうが 2 回だろうが、それは委員として来ていただくことになりますので、再度の委嘱をさせていただくとともに、今年度と同じように委員としての形を整えさせていただいて、行わせていただこうと思っております。

私どももやはり対面でご報告させていただくのが一番というふうには考えますが、まだ決定事項でないところと、メール等のご連絡になってしまうかもしれないというところの調整もごさいます。そのいずれかのお願いを後日させていただきたいというふうに考えてごさいます。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

今のことも含めまして他に何か皆様方から、コメント、ご質問はございますでしょうか。それでは最後に、次回の日程を事務局の方からご提案お願いいたします。

○事務局

今回ご案内通知を差し上げた際に合わせて、第 4 回の日程調整をさせていただきましたが、挙げさせていただきました 2 月 4 日、5 日の午前午後につきましては、皆様のご都合の合う日程がございませんでした。

もし可能であれば、候補を追加させていただきたいと思います。今考えていますのは、2 月の 3 日又は 7 日の午前中です。再度調整をさせていただけたらと考えております。お手数おかけして申し訳ありませんが、またご回答いただければと思います。

○委員長

皆さんお忙しい方ばかりですねだから大変ですね。

○事務局

後日メール、または今回のような形でさせていただきたいと思います。

○委員長

それでは本日の委員会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。